

厚岸町議会 令和5年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和5年3月14日

午前10時02分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和5年度各会計予算審査特別委員会を開催します。

開催する前に、冒頭、理事者側のほうからお話があるそうなので、これを許します。
総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 事前にお配りしておりました各会計の提案理由説明書があります。この中で、議案第6号でございますが、厚岸町介護保険特別会計の予算でございます。提案説明書であります。こちらのほうが令和4年度となっております。これを令和5年度に変えていただきたいので、大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） 皆さん、お分かりになりましたか。

昨日に続き、審査を進めてまいります。

予算書298ページ、9款教育費から始めたいと思います。

9款教育費、3項中学校費、1目学校運営費から進めてまいります。

3項中学校費、1目学校運営費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2目学校管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、二十歳のつどいというものについてお聞きします。

まず、今行われている二十歳のつどいというものの目的意義、それについてどのようにお考えか、ご説明をいただきたい。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長）　お答えさせていただきます。

成年年齢の法改正はございましたが、厚岸町におきましては、いわゆる旧成人、二十歳というものをある一定の区切りといたしまして、厚岸町出身の方にふるさと郷土への思いを改めて知っていただくため、町を挙げてお祝いをして、この先、ふるさとへの思いを十分持っていて、ふるさとを忘れずにおのこの職場、地域等で頑張っていたきたいという思いでございまして、二十歳のつどいにつきましては、各管内、道内、国内におきましては、成年年齢の法改正とは別に、独自でそれぞれ二十歳の方をお祝いしようではないかと。

これにつきましては、様々な理由がございまして、18歳をお祝いするとなりますと、受験ですとか、そういうようなご意見がございまして、私どもも社会教育関係の組織としまして、二十歳のつどいの関係する実行委員会を組織しております。これらの中のご意見も伺いながらやっております、とにかく対象となる方にふるさとの思いを改めて知っていただくということで、お祝いをするという会でございます。

●委員長（竹田委員）　3番、室崎委員。

●室崎委員　いいの、悪いのの問題ではないですから。

二十歳のつどいの実施内容についてという文書がありますが、それを見ますと、「大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする二十歳の方のお祝い」というふうに書いているのですよね。

それで、非常にこれは、何というのかな、今の課長の答弁を聞いていても感じるのですが、苦しい話だと思うのです。成人式だったのですよね。成人式というのは、昭和23年に施行されたものです、国で。そこでは「大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする成年を祝い、励ます趣旨の下で行う」と書いているのですよ。このことと同じですね。

それが、190年続いた成人年齢は20歳ですよというのが、いろいろな思惑、理由があったのでしょけれども、国のほうはぱっと18歳ににしてしまったと。それに伴ういろいろな問題は、結局全部自治体に丸投げなのです。早く言うと置いてきぼりを食った成人式というような形に今なってしまうわけですね。今言ったように、では18歳にしようかとやっている自治体も幾つもありますけれども、それはそれでまた、今まで二十歳だったものが18歳になることによるいろいろなきしみが出てくるということで、大変だということだと思うのです。

その辺りがありますので、二十歳でお祝いするということの意味については、やはり共通認識をきちんと作り上げていかなければならないだろう、やるのであるならば、ということだと思うのです。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、成人というものが二十歳から18歳になりました。二十歳のときも18歳のときも変わらないと思いますが、未成年から成人になることによって、その人にとってどういう変化が起きますか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えをさせていただきます。

国の成人年齢の引き下げと我が町の二十歳のつどいということで、ご質問については、これによってどのようなふうになるのかということかと思いますが、国の法改正を受けて、成年という位置づけがされたわけですから、当然二十歳を迎える前の18歳の方については、社会的に責任を感じているのではないかと思います。

ただ一方で、そうはいっても、飲酒ですとか、二十歳にならないと認められないものも変わらず残っているわけでありまして、私どもとしては、そういう今までの二十歳を迎えて、いよいよ長い歴史の中でそういう飲酒ですとか、そういうものも含めて、大人と同じように考えて責任を持っていくというようなことがあったと思います。

ただ、ご質問のどのように変わるのかという部分で申しますと、18歳の部分については、私どもが二十歳のつどいで18歳の方たちに何かをすることは現在考えておりませんが、法の解釈の中で、個々人が大人として認識されるものと考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 くどく聞きます。これから聞くこと的前提になりますのでね。

何が変わるのかというとき、その程度の認識なのですか。成人になるということは、未成年者取消権がなくなるということです。その辺りどういうふうに捉えているのですか。今の話だと、飲酒がどうか、自覚がどうか、そういう問題ではないでしょう。成人年齢が引き下げられるということは、18歳は二十歳と同じになるわけですよ。18歳が17歳でも何でもいいのですけれども、成人年齢を過ぎると、法律的な自分の周りの関係ががらっと変わるので。そのことを一番大事に正面に見据えなかったら、この問題はできませんよ。もう一度答弁してください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時19分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 大変貴重な時間をいただき大変申し訳ございません。

まず、未成年者の取消権の関係、これは過去の協議の中にもあったかと思いますが、私の認識不足で大変申し訳ございません。

未成年者の取消権につきましては、従前であれば、未成年の者が契約等した際に、これを保護する意味で取消しができるというものでございました。これが法改正によりま

して、成年年齢18歳ということになりますと、18歳に達した段階で親の同意がなくても自分で契約ができるようになり、未成年者取消権は行使できなくなるというものでございます。

こういった意味からも、これら成年の方たちについては、18歳を迎えると同時に、こういう様々な法令等の中で責任を持って生きていかなければならないということで認識しているところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 今の言い方に、ちょっと細かいところですが言いますと、未成年者が未成年者取消権を持つ、行為制限能力者であるということは、何も変わっていないのですよ。ただ何歳までが未成年で、何歳から成年か、それが変わっただけですよね。

それで、今言っているお話なのですが、そういう認識を持って何をするのですかというのが私の質問の趣旨なのです。法律条文の解説をしてもらうために聞いているのではないのです。これは、今回初めて議会で取り上げたわけでもないですね。

今、昨日ですか、消費者保護の問題で、電話機に録音しますよというアナウンスを流すことで、電話による妙な業者のものを少しでも防ぐというような話がありましたけれども、これは、言ってしまうと、高齢者の問題だけではないのですよね、実は。高齢者の場合には、判断力が鈍くなっているというようなこと、そうでない人ももちろん引っかかるぐらい相手は巧妙なのですが、だけではなくて、社会的訓練を受けていない人は非常に危険なのです。ところが、これはいわば単発できます。ところが、今18歳以上の人たち、若年層に非常に問題となるのは契約なのです。もういろいろなものがありまして、一つ一つ言っていったら今日中に終わらないぐらいです。

昔からあるのは、講座受講しませんかというやつ、あるいはネットワーク型販売といって、買った人が誰かにセールスをしてうまくいくと、あなたの支払は大幅に割引します。買った人をセールスマンにするというやり方、あるいはトクホと言われる種類のものです。これを飲むと非常に健康になれるとか痩せることができるとか、いろいろなものがあります。極端な場合には、ネット上でこれは私もぶつかったのですけれども、あなたの快く思わない人を呪ってあげるというようなものまであります。いろいろなものがあります。

そういうような契約に関して、未成年者の場合には、後戻りの橋と言われる未成年者取消権があって、そこで理由のいかんを問わず、私は未成年者ですからということでもって、契約を取り消すことができます。これが今まで、何年か前までは二十歳以上だったのだけれども、取消しできないのがね、今回、成年年齢が引き下げられたということは、18歳以上の人にはその武器がなくなったということなのです。

そういう中で、教育委員会としては、どういうことをしなければならぬかというふうにお考えなのか、もう一度ご答弁をいただきたい。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 今のご質問に対しまして、私なりに考えたときに、ちょっと私の認識が甘かったなというふうに感じます。

何をするべきなのかと改めて考えた際に、まずちょっと成人年齢の引き下げには対応できているとは言えないのですが、まず二十歳のつどいの段階で、ご出席された二十歳の方たちには、そういういわゆる大人としての認識を持ってもらう。今のおっしゃられたような内容のものも含め、様々なリーフレット等をお配りしたところではございました。

とはいえ、18歳、19歳の方に届いているわけではございませんので、これらは各関係機関等で、例えばそのような周知をしているのかも含め、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますし、成人という意味からいいますと、私どものやっている青少年教育という部分とかぶるというか、どうなのかなというところもありますが、ここは、やはり成人に向かっていく青少年、こういう方たちにもそのタイミングを計りながら、どういう方法で周知ができるのか、これについて検討させていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 こういうやり取りをくだくだやっても時間の無駄ですので、結論から先に申し上げます。これは、令和4年3月10日の予算委員会での議事録です。

まず観光商工課長がこういう答弁をしています。町内の翔洋高校ですとか小学校、中学校まで、その頃から知識を植えつける。高校ですとか学校のほうの生徒に周知してまいりたいと、このように言っています。この1年間どういうことがあったのか。

生涯学習課長がこういう答弁をしています。行政側からすると、周知啓発する。もう一つは、社会教育的な意味での訓練、教育ということが重要だと思う。何かできるようなことを考えていきたいなというのが一つ。その事業、それから啓発、注意喚起できるタイミング、機会を探してみたいと、そのように考えております。また、高校に行かない方、町内等で就業されている方、こういう方に検討していなかったという状況です。これはやっていく方向でいろいろ検討していきたいと考えております。こういう答弁が出ています。

この1年間、それぞれの答弁に従って、どんなことが行われてきたのか。

私の質問に対する答弁はここから始まるのだと思うのですがね。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

昨年3月に同様の質問があったということでございます。

町としては、令和4年6月に翔洋高校のほうで注意喚起の講習会ということで実施させていただき、また広報あつけしの4月号、こちらのほうでも成年年齢引き下げで変わることに、変わらないことということで周知をさせていただいております。また、町のホームページでも周知をさせていただいているところであります。

それで、中学校卒業して、高校へ進学されない方ですけれども、これまでにについて

は、ホームページの周知ですとか広報での周知というものもあったのですが、令和5年度においては、高校卒業して進学されない方、就職される方を対象に、そういった成年年齢引き下げに関する事で変わったことについて、分かりやすいリーフレットのほうで周知はさせていただくという予定になってございます。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） また貴重な時間を取らせてしまって、大変申し訳ございません。

再度、ちょっと確認いたしました。教育委員会生涯学習課としては、それ以降、十分な取組ができたと言えるような状況にはございません。この部分につきましては、大変申しわけなく思っているところでございます。

今後につきましては、小中高の先生たちを集めた会議がございます。これらの中を含めまして、連携ができるものを考えてまいりたいと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 念のためお聞きしますが、学校教育の中では、消費者教育というのはどのように進められているのですか。前回のときには、室長が学校の消費者教育につきましてということで答弁しているのですが、これが税金の話を聞いていますというような、これ消費者教育の話なのかなという答弁で終始していますけれども、その後、もうちょっと焦点をきちんと絞った動きはあるのですか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） 消費者教育と成年年齢の引き下げに関連しまして、北海道教育委員会のほうで作成しておりますリーフレットがございまして、そちらが配付された段階において、商取引等に関する未成年者の取消権がないということ、それから契約には責任が伴って社会的な責任を負っていくことを絡めながら取り扱うようにしております。こちらは、中学生が対象になります。年に二度ほど配付されるのですが、そのときに配付するのみでなく、説明、それから子どもの意見を聞いたりということで進めております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 どうも、いずれの話を聞いても、この1年間はおざなりだという感じがするのですよね。

今、消費者被害については、お年寄りの被害というのが非常にクローズアップされていますから、どうしても我々そちらに目が行くのですけれども、実は成人年齢の引き下げに伴ういろいろな問題というのは、これは我々のほうから相当に意識的に見ていかないと、見えないものがあるのではないかという気がしてしょうがないのですよ。

それで、この予防というか、その一番大事なことは、やはり消費者教育だと思うのです。成人年齢引き下げのときの国会での議論なんかいろいろ見ていましたけれども、みんなそういう偉い先生の批判をしては悪いのかもしれないけれども、話がつまみ食いなのですよね。出てくる図表は、いろいろな先進国何十か国をざっと出して、その中で日本と韓国だけが19歳とか20歳が成人年齢で、あとはみんな18歳だとか、そういう話が出てくるのだけれども、それぞれの国の国情だとか、そういう話は何にも出てきていないのですよ。そういう議論や報道の中にね。

ところが、兵役があつて18歳でもって兵隊に行かなければならないような国の年齢の人たちと、日本のような恵まれたところにいる人たちでは、やはり意識は随分違うのですよね。そういうような話も全くないままに、ぼんと下げられたというのが本当のところではないかと思います。余りこういうことをいうと差し障りがあるかもしれませんが。

そういう中で、だから困ったよねでは我々は済まないわけですし、それで、まず中学、高校、そういうところで18歳になるとどういうふうに自分の周りが法的な意味で変わるのかということは、これはもう言葉は悪いですが、たたき込まなければならないと。そういうふうに思っています。

それともう一つ大きな穴は、中学を出て世の中に出た人たちです。この人たちには、なかなか行政は手が届かない。だけれども、この人たちこそ一番、いわば裸で放り出されたような状況に法的にはあるのだというふうに考えるべきだと思うのです。そういう人たちに対して、相談にも乗れるし、また注意喚起もできる、そういう体制をぜひつけてほしい。そのように思いますが、それぞれの部署において、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

まさに委員おっしゃるとおりで、中学を卒業した人というのは、なかなかそういう問題といたしますか、そういう認識というのがあまりないのかなということでもあります。中学を卒業して就職される方、先ほど申し上げたとおり、令和5年度において、そういうリーフレットの配付もそうなのですが、私ども日常業務として、そういう消費者被害のご相談ということも受け付けておりますので、それについては、詐欺被害というとお年寄りがクローズアップされるというようなことですが、これについてはお年寄り

だけではなく、若年層の方も被害に遭うということも聞いておりますので、そういったことでは、年齢を問わず、そういう消費者の相談体制というものを構築していきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

- 指導室長（廣瀬室長） 中学校に入学した段階で、3年後に義務教育が終了して、それまでにある程度の判断力、それから情意面を育てていかななくてはならないというところで、中学校の教師は指導を行っております。主に情意面としては、相手の言い分を聞かなくてはならないという心理はまだ子どもですからあります。ただ、それを聞いて適切に判断して行動する、よく分からない部分については相談するというような心情を養っていくというところが、成年が近づく、中学校を卒業したらわずか3年で成人になってしまうというところの教育としては、意識して指導を行っております。

その上で、様々な場面において必要となる知識、例えばニュース等で報じられたときに、単位時間の中で扱うか、朝の会、学活等で扱うのかは別にして、話題にしながら繰り返し情報を与えながら、生徒からの質問、こういった場合はどうなのだろうというようなものを受けながら指導をしておりましたが、今後、もう少しそれが系統的に行えるような工夫を施しながら、指導に努めてまいりたいと考えます。

●委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（滝川教育長） 今、委員がおっしゃった消費者教育は、本当に大切だというふうに考えています。先ほどの中に、ほかの国だとかの状況とまた違って日本はという話がありましたけれども、今これだけネット社会が発達していますと、日本もほかの国も構わず攻撃、特に消費者、弱いところに対する攻撃というのが物すごい状況が、それは日本だけではなくて世界各国そうなのですよ。そういう中において、教育というのが本当に大切なのだというご指摘なのだろうというふうに思っています。

私ども教育委員会としまして、これは一つの消費者教育という枠だけではなくて、子どもたちが社会に出ていくときに、この社会というのは厚岸から出ていくという、そういう小さなものではなくて、日本、世界に子どもたちが出ていくという、そういう環境に今ありますので、そういう中で子どもたちが自立して、そして共生して、そして生きていくためのすべとして消費者教育で学んでいく、そういう感覚がとても必要なのだろうというふうに思います。

特に、今出された問題もそうですし、ネット関係だとか、そういうところでいろいろな被害が今もう本当に身近に迫っています。それらの根本はやはり消費者という考え方、それからそれが世界にさらされているのだという危機感を持ちまして、教育のほうもしっかり進めていきたいと思っておりますし、今、室長もありましたように、教育の中で学校にもしっかり伝えながら、この危機意識というところを定着させていきたいなというふうに思っています。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

5 項 1 目社会教育総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目生涯学習推進費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 目公民館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 目文化財保護費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 目博物館運営費。

8 番、金子委員。

●金子委員 5 目の博物館運営費についてお尋ねいたします。

この中の事務用備品63万3,000円がございまして、こちらについての質問ですが、昨年、厚生文教常任委員会で道外視察のほうに岡山県浅口市に行きました。その際に、海事記念館の職員の方も館長もご同行していただき、天文博物館で貴重な体験をみんなでしてきて、大変有意義な視察になったと思っております。

それで、今回の令和5年度の予算の事務用備品の中に今回の視察に行かれた中で、多分参考にされて取り入れた予算というのがあると思うのですが、その辺りを教えてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 事務用備品購入63万3,000円の内訳でございます。

今、委員のご質問の趣旨のとおり、内容といたしましては、まずは大きいものとしては、天体望遠鏡の購入51万1,000円、それに星座用のソフトウェアが2万2,000円、プラネタリウムの音楽・映像等資料の購入10万円ということで、合わせて63万3,000円と。これは、高度な技術を持った視察先での内容を教育委員会として充実させるために検討させていただき、今までの持っている天体望遠鏡よりもより高度な、そして最新の技術を用いたものを購入するというところでございます。

もちろん大きな天文台のようなものにはなりません、座標を合わせますと自動的に

見たい星を追尾していただけると。今までのものだと、一度合わせても何分かしたら合わなくなって見えなくなると、探すのにも時間がかかるというようなことが事業の中でも起こってありました。これらは参加していただく方が順番に見ていたら見えなくなつたとか、こういうことがないように取り入れたつもりでございますので、今後の事業に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 8番、金子委員。

●金子委員 ありがとうございます。

自分も天文博物館に行ったときに、博物館の中の設備とかも気にはなったのですが、時間外の夜に、有志の方が集まっていたいて、その方々が自動追尾の望遠鏡を用意していただいて、見れたというのは非常にいい体験になって、館長も職員の方もすごく興味津々に見ていたなと自分の中で判断していて、今回の予算に取り入れられたというのは大変ありがたい話で、ありがとうございます。

それで、今ご説明したように、有志の方が集まって何かイベントのようなことをやると、岡山県に限らずどこでもできるし、厚岸町は適している場所なので、ぜひ有志の方をお願いをしていただき、そういうイベントもやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 有志と申しますか、当課におきましては、年に数回にはなりますが、星を見る会ということで、今言った天体望遠鏡を持って太田地区でしたり、海事記念館の前でそういう事業を行っております。

先般であれば、月食のとき、大勢の方に来ていただきまして、昨年、太田地区でやった際には、申込み段階で30人を超えるということで、プラネタリウムについて、これは星空で人工物にはなりますが、夜間投影には先日はかなり大勢の方が来たというふうに伺っておりますし、回数も実は増やしながら、ソフトウェアも更新しながら、より一層天体に関する知識を有していただきたいなという事業に取り組んでおります。

現段階で、そういう事業を用意しておりますので、有志の方がいらっしゃるのは私たちも存じておりますので、そういう人たちと連携できることがあれば、より一層事業を広げる意味で人材として考えることを視野に入れてまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 8番、金子委員。

●金子委員 ありがとうございます。自分がまだ1回も参加したことなかったもので、ぜひ参加させていただいて、体験してみたいと改めて思いました。

それで、昨年度より海事記念館に天体の学芸員がいるという中で、今回、条例改正で派遣だったりできるという条例が進みまして、その中で、例えば岡山の天文博物館というのは全国でも有数の場所だと思うのですよね。こういうところに、今回、条例改正も

ありましたので、学芸員を派遣したり、1か月とか長期間とかいろいろ学んでいただくということはお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今般の予算の審議に当たってと申しますか、その部分については加味しておりません。ただ、今後の学芸員の教育、育成という部分を考えたときに、そういう必要性があれば、それを否定するものではございませんが、現段階ではそういうことは考えておりません。

●委員長（竹田委員） 8番、金子委員。

●金子委員 分かりました。

ぜひ岡山の視察に行った先というのは非常に自分も体験できないぐらい参考になったし、面白いなと正直思いましたので、今、派遣のことも含めて前向きに善処いただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今予算には登載しておりませんが、あとは先ほどの答弁どおりでございますが、これを機に岡山県の方たちとの人脈と申しますか、交流ができたわけでございます。これらについては、大変参考になる部分があったというふうに伺っておりますので、この関係性については、大切にしながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6目情報館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目社会体育費。330ページまで進みます。

7 番、杉田委員。

- 杉田委員 多目的スポーツ施設あすた、なのですけれども、端的に利用者の方からのご要望をお伝えさせていただきたいと思うのですけれども、あすたですとか、あるいは球場にピッチングマシーンをぜひ欲しいというご要望を耳にしております。当初の利用者の方も利用されているようですし、昨年ですと、球場には実業団の方が合宿にも来られているようです。ピッチングマシーンの要望というのを耳にしておりますので、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） スポーツ課長。

- 教委スポーツ課長（高橋課長） ピッチングマシーンの設置でございますが、多目的屋内スポーツ施設を計画した段階で、多目的内にピッチングマシーンを置くか置かないかの検討をさせていただいております。結果としては置いておりません。

理由につきましては、個人で遊ばれる方、部活をやられる方と2パターンがありますが、特に個人で遊ばれる方は、例えば親子でキャッチボールをする。今、釧路市から通っていただいているのですが、親子3世代でキャッチボールをされている方、ふれあいでありますが、そこでピッチングマシーンを使って打っていただくと、打つ方はできますが、ほか利用している方が危険でどけなければならないという状況があるということを当初想定し、多目的屋内スポーツ施設には、ちょっとピッチングマシーンは合わないのかなということで設置はしておりません。

宮園公園野球場のピッチングマシーンの設置につきましても、少年団等から要望がありましたので検討はしておりますが、これも結果としてはまだ設置しておりませんが、理由につきましては、小学校の軟式球、中学校以上の軟式球、高校野球等が使う硬式球、三つの種類のボールがありますが、ピッチングマシーンはそれぞれのボールに対応できるものもあるのですが、ローターという部分で球を出すのですが、球によって微調整が必要だと。これはメーカーのほうの有償でやるということで、我々が微調整をできるものではないものでありますので、ちょっとピッチングマシーンは置けないのかなということで、今のところは配置はしておりません。

- 委員長（竹田委員） 7 番、杉田委員。

- 杉田委員 ありがとうございます。

なかなか僕もちょっと専門的なことは分かりたいのですけれども、多目的屋内スポーツ施設あすたに関して言えば、安全性を考えるとちょっとむずかしいという話だと思うのですけれども、球場に関して言えば、実業団の方の練習を見ていて、何か足りないと思ったら、やっぱりピッチングマシーンなのですね。硬式球だと思うのですけれども、せっかく球場も整備されて、多目的スポーツ施設あすたも整備されて、利用者の方からすると物足りないといいますか、思われているのだと思うのです。ぜひ何かいい方法がないのかなと思います。

僕もピッチングマシーンに関しては専門的なことは分からないので、ぜひ利用者の方、あるいはお詳しい方等でぜひ協議していただいて、導入される方向性を模索、検討していただきたいと思うのですが、もちろん安全第一なのですから、安全性含めて検討していただきたいと思います。改めてご答弁をお願いしたいと思います。

●委員長（竹田委員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 多目的屋内スポーツ施設内の設置については、今申し上げたとおり、ちょっと安全面では難しいと思っています。

宮園公園野球場ですが、令和２年度ＪＲ東日本野球部が来町されて５泊６日で町内に宿泊したスポーツ合宿を行っていただいております。そのときなのですが、当町にピッチングマシーンがなかったものですから、釧路市から借りてトラックで運んで来られたのです。以降、ＪＲ東日本に来ていただけるのであれば、購入ということも当然考えなければならなかったのですが、残念ながら１年で終わってしまったと。

でも、我々は宮園公園野球場、多目的スポーツ施設の資源をＰＲして、今スポーツ合宿の誘致をしておりますので、委員が今おっしゃられとおり、ピッチングマシーンがあることで有利になると思いますので、今後はちょっと検討させていただきたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

２目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

３目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） ４目学校給食費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 334ページ、11款公債費に入ります。

11款１項公債費、１目元金。

（な し）

●委員長（竹田委員） ２目利子。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、11款公債費を終わります。

336ページ、12款給与費に入ります。

12款1項1目給与費。

4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 ここで給与費で会計年度任用職員の関係について、二、三お尋ねしたいと思います。

まず、資料請求させていただきまして、委員長ありがとうございました。また、担当職員の皆さんに、忙しい思いの中でこのような資料をいただきましてありがとうございます。

まず、雇用状況について伺ってまいりたいと思います。

この資料を見まして、はっきりとどの部門にこうして張りついているということが明確に出されております。全てが現場ですね。第一人者というか、その中でこのように張りつかせていただいて、トータル的に見ても、フルタイム入れて170人前後、毎年175人あたりが雇用されています。これが私ども厚岸町の現場の力底というか、大変力強く思っているところですが、これらのフルタイム、あるいはパート含めて、最近の雇用状況はどういう状況になっているか、まずそこをお尋ねします。

- 委員長（竹田委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

雇用状況といいますと、応募等でしょうか。応募等は、応募が少ないという職種もありますが、今のところ、この人数で、先ほども言われました160、170人前後ですね、その人数で雇用をしているところであります。

- 委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 これだけの予定を町側は考えて、毎年こうして進めてきているのでしょうか、これらの人数を、腹の中というか、町側で思っている、どれだけの上回るような人数の応募があるのか、あるいはなかなかこの数を埋めるのにゆるくなくて、他の部門に集中してきている人をこちらの部門に移すだとか、そういった形で、まず人が集まっているかどうか、その辺がそのように思うので、それぞれの部門にこれだけ人を配置しているわけですが、それが思うように集まって、手を上げていただいているかどうか、その辺はいかがですか。

- 委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 応募の状況ということだと思いますが、職種、それから雇用期間、事前に短期のもの、それから通年のものと募集をさせていただいておりますが、その職種と期間によって異なる状況にはあります。ただ、総務課長申し上げましたように、現在のところは、募集に対して応募をさせていただいております、採用はできているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 ほかのというか、最近、民間企業ではなかなか人が集まらないという状況が地方自治体にも反映されているのかどうか分かりませんが、1年なら来ないよと。ある程度の期間を2年なり、3年なり、見通していただかなければという、3年問題というか、俗に言うちょっと話題になった自治体の採用方法に、それだけ人が集まるというか、雇用に不自由しているというか、そういう状況が自治体によってあるわけなのですね。去年の、特に本州方面の都市部中心にして、非常に職員が集まらないというか、雇用問題に問題が発生していたと、そういうような状況でありました。

それで、厚岸町は、そういう意味ではほどほどに集まっていらっしゃるのですが、ただ、この状況を見ると、資格も必要とする職員がいる。いわゆる学校関係でいえば教員免許となるのか、あるいは保育所、あるいは児童館となれば保母さんの資格等、あるいは町営牧場なんかでいけば大型トレーラーというかトラクターの免許等、そういった有資格者というか、免許持ちというか、そういった方々の応募状況はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 委員おっしゃれているのは、本州のほうでよく3年間の期限として募集されている2022年問題のこともあるのかなと思いますが、厚岸町は毎年公募してですね、単年で募集をかけておりますので、その辺の俗に言う2022年問題というのはございません。

今おっしゃられた専門職の雇用のしづらさというのは、正職員、それから会計年度任用職員問わず正直でございます。これだけ町内人口も減ってきて、就業される年齢の方も当然減ってきてございますので、看護師、保育士といった専門職については、特になかなか急な募集をかけてもすぐには見つからないという状況も当然ございます。ですが、今のところは、この先大変になってくとは思いますが、現在のところは、何とか確保してきているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 今のところ厚岸町は、そういう意味ではほどほどに対応できるというふうに承ったわけですがけれども、問題は、要は、待遇賃金というかお金の問題だと思うのですよね。これは職員と同じように勝手にはできないわけですよね。会社の社長がこの部

門は手当でするとか、あるいは賃金を上げるとか、そういった行動はできないのだろうと思うのですが、これらの賃金の内訳は出ていますけれども、どのように賃金体系というか給与体系はこういう形で支給せよと。国から下りてくるのか、あるいはどこで、どのような、あるいは人事院でそのような会計任用まで指示してきているのか、その辺はどうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 会計年度任用職員の給与等については、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、それから規則がございますので、それに基づいて一般職の給料の主に1級の号俸を使って定めております。当然、職員の給与、正職員の給与が改定になれば、会計年度任用職員の給与も改定になると。最近のことでいうと少し上がってきて、若い年齢の層の給料は上がっていますので、当然1級等については、給料は上がってきているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 何と言っても、働いている者にしてはやっぱり一番気がかりなのは給料ですよね。それは皆さんも同じだと思うのですが、なかなか代わって交渉してくれるとか、あるいはこういう状況を言ってくれるとか、そういった労働組合もなければ、反映させるという機会がないわけですよね。

今年は、今もう既に民間の状況では40年ぶりに物価高騰含めて、大手企業は満額回答という文字すら新聞上で見ることができるのですが、今年は特にそういった日の当たらないところにも同一労働同一賃金という形で、大きなうねりになっていると。

そういう状況の中で、現場で一生懸命、町長に代わって頑張っている人方に報いる方法というか、対応していく方法というのはないものかと思うのですが、その辺について、今年の賃金改定に向けての構えというか、そういう状況というのはないものか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 会計年度任用職員も地方公務員の身分を有しておりますので、給料については、あくまでも人勸に基づいて、正職員の給料が変われば、その給料表を使用して給料を支払いますので、それに連動する形となります。

それから、現在、正職員と会計年度任用職員の給料の差といいますか、手当の差になりますが、正職員は期末手当と勤勉手当というのがございます。会計年度任用職員につきましては、現在、勤勉手当というのは支給されておられません。これは国のガイドラインに基づいて、地方公共団体では現在は支給していないと。

数年前の地方公務員制度改革のときには、そういうガイドラインが国から通知されておりますので、それに基づいて厚岸町も同様の措置として勤勉手当の支給は支払ってご

ざいませんが、地方自治法がこれから改正される予定もありまして、その辺でちょっと今検討がなされているということでございますので、こういった際には、厚岸町のほうでも、当然、国の非常勤についてはもう支給されているという状況もございますので、それに合わせた取扱いを検討していかなければならないというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 大元のところは法律で決まってしまうから、どうしようもない部分があるのかなというふうに思うのですが、今言われた手当で充実させていく、上乘せしていく。勤勉手当、これはもう既にそういう話は出ているわけですし、私どもも聞いております。

正規職員との、支給されていない、この勤勉手当も含めて、生計主というか、会計年度任用職員の中にも生計を立てている人もいらっしゃると思うのですよ。そういった中では、寒冷地手当はまだ検討もされていないのですが、この北海道厚岸に住んでいる限りは、やっぱり寒地で頑張っているわけですから、寒地手当も対象に考えてもらえないだろうかと思うのですが、どのように思いますか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 会計年度任用職員の手当等につきましては、国からのガイドライン等もございますので、それに沿った形で支給を行っていかねばならないと考えております。ですから、今のところは、現在のものと変わらないということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 そういう法律というか、国の定めに何ぼあれしても、もがいても、対応できないわけですがけれども、町長が常々言う人への投資、これもまた人への投資、直接の大事な投資でないかなと。厚岸の仕事をやっていただいている、第一線で頑張っている労働者の立場からすれば重要なことでないのかなというふうに思います。その辺に町長の視点が当てられるとすれば、心強いものはないのかなと思うのですが、そういった人への投資という意味ではどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 厚岸町では、会計年度任用職員も正職員も一定の研修を受けることができます。そういった意味では、当然そういう部分で差別ですとか区別しているわけではございません。会計年度任用職員の方におかれましても、厚岸町としては貴重な人材でございますので、そういった部分では、人材育成という部分を進めていきたい

とは考えてございます。

ただ、先ほどの手当、給料等の問題もありますが、単純に働いている人にとっても給料が上がればいいわけでございますが、パートタイムで働いておられる方については、まだ環境が整っていないといえますか、例えば扶養の範囲内で働かれています方、当然給料が上がると働ける時間も制限がかかってきます。そういった部分での労働力の確保等いろいろな問題がございますけれども、決して厚岸町として処遇が特別悪いとか、そういうことは今のところはないのかなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で12款給与費を終わります。

340ページ、13款1項1目予備費です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 342ページから345ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為です。

債務負担行為については、7ページの第2表債務負担行為と、346ページから348ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条、地方債です。

地方債については、8ページの第3表地方債と、349ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金です。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第3号からは、款、項で審査いたします。

9ページ、第1条、歳入歳出予算です。

10ページ、11ページは、第1表歳入歳出予算です。

350ページ、351ページは、事項別明細書です。

352ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4款道支出金、1項道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、356ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項徴税費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項運営協議会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項特別対策事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、1 款総務費を終わります。

次に、362ページ、2 款に入ります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項高額療養費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項移送費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 項葬祭諸費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に 3 款に入ります。
3 款 1 項国民健康保険事業費納付金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、368ページ。
6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項保健事業費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、370ページ。
7 款 1 項基金積立金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、372ページ。
9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、374ページ。

10款 1 項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 376ページから378ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
9 ページにお戻りください。
第 2 条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第 4 号 令和 5 年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。
12ページ、第 1 条、歳入歳出予算です。
13ページ、14ページは、第 1 表歳入歳出予算です。
379ページ、380ページは、事項別明細書です。
381ページ、歳入から進めてまいります。
2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款諸収入、1 項雑入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款 1 項町債。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、383ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項公債費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 395ページから397ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

12ページにお戻りください。

第2条、地方債です。

地方債については、15ページの第2表地方債と、398ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

16ページ、第1条、歳入歳出予算です。

17ページ、18ページは、第1表歳入歳出予算です。

399ページ、400ページは、事項別明細書です。

401ページ、歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金、2項負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項手数料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項雑入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款 1 項町債。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、403ページ、歳出に入ります。
1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 407ページまで進みます。
2 項下水道事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款 1 項公債費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 417ページから419ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
16ページにお戻りください。
第2条、債務負担行為です。
債務負担行為については、19ページの第2表債務負担行為と、420ページの債務負担行為に関する調書となります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び、16ページにお戻りください。
第3条、地方債です。
地方債については、20ページの第3表地方債と、421ページの地方債に関する調書となります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第6号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。
21ページ、第1条、歳入歳出予算です。

22ページから24ページは、第1表歳入歳出予算です。

422ページ、423ページは、事項別明細書です。

424ページ、歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 款サービス収入、2 項予防給付費収入。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5 款1 項支払基金交付金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項道補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項委託金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項基金繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項雑入。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、428 ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項介護認定審査会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項高額介護サービス費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項高額医療合算介護サービス費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項特定入所者介護サービス等費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。444ページまでです。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項介護予防・生活支援サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項一般介護予防事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 項高額介護サービス費等。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 項その他諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款 1 項保健福祉事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款 1 項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 458 ページから 460 ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
21 ページにお戻りください。
第 2 条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。
2 番、石澤委員。

- 石澤委員 令和 4 年 9 月に開催された社会保障審議会（介護保険部会）で、要介護 1、要介護 2 の高齢者に対する訪問介護と通所介護を市町村の総合事業へ移すという案が出ました。要介護 1、要介護 2 は、歩くときやトイレや入浴などの身の回りのことで介助や手助けが必要な状態です。この要介護 1・2 を事実上、介護サービスから外し、市町村の総合事業へ移すという案について、どういうふうに考えていますか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ただいまのお話ですが、現在、国の審議会、分科会等の中で、これまで議論されている中でたびたび持ち上がっているお話かなと思います。

お話しされた部分につきましては、要介護１と２の訪問介護、それから通所介護の部分で、この前段に以前、要支援の通所、訪問介護が総合事業に移行になった、いわゆる市町村事業に移行になった経過がありまして、これもいろいろな課題等を持ちながら実施されて、現在、総合事業の中で実施している状況にあります。

さらに今回は、要介護の１と２を同様に、訪問介護、通所介護の部分が市町村が実施する事業のほうに移行になるということが現在議論されているのかなと。ほかにも幾つか議論されている部分、１割負担のサービス料の部分が２割負担にさらに拡大していくですとかという部分もありますし、幾つか議論されている部分があります。

この部分は、まだ審議されている内容の範疇からまだ出ていない状況で、現実的には４月以降、ある程度の経過の進捗と、それから、来年度に向けて行くかどうかという信憑性が高まってくるのかなと。実施されない場合も当然想定されるのかなというふうに考えております。

ご質問の趣旨の部分では、それが移行となった場合に、町としてはどういうふうに考えていくのかということかと思えます。この部分は、とても利用者の多い層なのです。要介護の１から５のうち、要介護１・２の方の人数がとても利用者の多い状況です。その中でも、さらに訪問介護、通所介護は多くの方が利用されているサービスだと思っております。これが市町村事業に移行するということでは、とても大きな動きになるのかなというふうに思います。

ただ、前回、要支援１・２のときに、町の総合事業のほうに移行した中身としては、相当事業ということで、同様のサービスを継続できるような形で移行した経過がございます。単に介護給付費のほうから外して市町村事業に移行されるとしても、今サービスを受けている方が困るような状況にはならないような町の体制が必要なのかなというの、これに対して町が考えるべきことかなというふうに捉えております。

これは来年度に向けた議論として行って、来年度から実施される場合も想定されますので、逐一、国の状況を見ながら、対処できるように、それから滞りなく実施されるとすれば、市町村で準備ができるように進めたいと考えております。ただ、今のところは、本当にそのまま移行になるのかどうかはまだ分からないという段階というふうに捉えております。

●委員長（竹田委員） ２番、石澤委員。

●石澤委員 この介護サービスが後退するような形で総合事業に移すということになると、介護事業所なんかで経費が成り立たなくなるということは、厚岸の場合はないですか。個人介護事業所というのは、厚岸はありますよね。その事業所が成り立たなくなる

ということが起きるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

それと、ケアマネジメントの利用者負担が、今回下がったみたいですが、これでも取り沙汰されてきていますよね。そういう問題もあるので、介護を必要としている人の負担が一層重くなるのではないのかなという感じが、このままの介護計画でいけばね。9期の介護計画を立てていかなければならないと思うのですが、そのときにも利用者とか、それから事業者がね、負担で大変にならないように、そういう対応も含めて検討していったほしいと思うのですが、その辺はどうでしょう。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 市町村事業に移行になるという場合には、報酬の設定は市町村側にあって、市町村が、例えばですが、介護報酬と同額、もしくはそれよりも下げる報酬を設定するという事も考えられます。これは、実施する市町村の責任において定めることとなりますし、ただ問題としましては、現在行っているサービス料が変わらないとしても、市町村事業に移行になったことで、事業者のほうは報酬が下がるという問題は事業の運営に直結しますので、そういったおそれがあるということも考えた上で、市町村に移行した場合においては、報酬額もきちんと考えていかなければいけないのかなというふうにも考えております。

ただ、前回の例から考えると、サービス料が減って、事業者が立ち行かなくなるというような状態にはならないのかなというふうには思っていますが、そこもいろいろなことの影響がないように準備ができればなというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 あと、介護保険料なのです。今でも2.1倍、22年になっているのですけれども、これが第8期で、国の平均で2.1倍になっています。厚岸町の場合は、介護保険が上がるのではないかなという気はするのですが、年金は本当に間違いなく下がっている、これに対する施策を町として介護保険料をどういうふうにしていくかというのは、どういうふうに考えていますか。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 介護保険料のお話ですが、介護保険料につきましては、市町村が定める金額をその地域の事業料に見合って保険料を設定するような仕組みとなっております。現在、厚岸町では11段階ある中の1・2・3段階の方につきましては、さらに国の軽減措置が取られて減額しているというような措置を取りながら、階層の低い方については、ある程度の保険料が抑えられているという仕組みとなっております。

次期、9期の介護保険の計画の際に、具体的な来年度以降の3年間のサービスの量の推計を行った上で、それが出てこないことには、保険料というのは算定ができない状況になります。現在、今からある程度の推量ができたとしても、保険料水準がどの程度に

なるかというのはなかなか推計ができない状況となります。ただ、サービス料が変わらないとしても、負担する方々が今後65歳以上の方はもうちょっと微増していきますが、その後、減少に転じていくこともありますし、保険料自体は基本的には上がっていくというふうに捉えております。

会計としましても、基金を使いながら最大限保険料の負担がないようなことをしていきたいというふうには考えますが、介護保険制度の仕組みの中では、一定のサービス料があれば、その分の一定の保険料が必要になるという仕組みは変わりませんので、大きく厚岸町に限って保険料を下げるという措置はなかなか取ることにはできないという現状でございます。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第7号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
25ページ、第1条、歳入歳出予算です。
26ページ、27ページは、第1表歳入歳出予算です。
461ページ、462ページは、事項別明細書です。
463ページ、歳入から進めてまいります。
1款1項後期高齢者医療保険料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4 項償還金及び還付加算金。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。
465ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2 項徴収費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項予備費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 令和5年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

28ページ、第1条、歳入歳出予算です。

29ページ、30ページは、第1表歳入歳出予算です。

473ページ、474ページは、事項別明細書です。

475ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、477ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款1項基金積立金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4款1項公債費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 487ページから489ページ、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
地方債については、490ページの地方債に関する調書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
昼食のため、休憩といたします。再開は、13時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

次に、議案第9号 令和5年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。

10ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項営業外収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項営業外費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。

14ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 項補償金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 項他会計負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。
次に、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。
2 ページにお戻りください。
第 5 条、企業債です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 6 条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 7 条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 8 条、他会計からの補助金です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 9 条、たな卸資産購入限度額です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 ページ、4 ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 ページから 9 ページは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 16 ページから 19 ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 20 ページは、令和 4 年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 21 ページから 24 ページは、令和 4 年度予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和5年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 1 款 1 項医業収益でお尋ねをいたします。

まず、1 目入院収益は対前年比1,000万4,000円の増額、令和5年度の延べ入院患者数は1万2,078人を見込んでの計上でございますが、人数が増となっております。人数も増になっているから増額なのかなというふうに理解をしたのですが、2 目の外来収益のほうも対前年比461万7,000円の増額計上となっております。こちらのほうは、外来患者はあまり増減していないのですよ、だけれども増額になっています。それぞれ増額予算計上になっているのですが、この内容について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 医業収益の増額になっている理由ということでございますが、今回の当初予算の見方として、まず入院収益でございますけれども、先ほど委員おっしゃいました1,000万4,000円が増額ということで、この見方としては、昨年4月に常勤医師が1名増えまして、今それプラス定期支援医師の部分が確定しておりまして、内科が今3診体制で動いております。そういったことを考えますと、医師が増えているという部分も含めまして患者数が増えるであろうという見方で今見積もっております。

また、外来収益につきましては、患者の増減は見てございませんけれども、1人当たりの単価が、今はちょっと高いような状況になってございまして、これがまだ来年度も推移するだろうという見込みで単価の設定をさせていただいて、この数字になっているという状況となっております。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 3 目その他医業収益でございます。対前年比568万9,000円の減額計上でございます。まず、この内容について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） その他医業収益の見方でございますけれども、ここの中身

には、公衆衛生活動経費ですとか、その他医業収益の中に書いておりますリハビリの部分もございますけれども、大きな要因としましては、昨年まで行っていた新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種の分の委託料が今年度はまだ見込んでございませんので、その分が大きく減となっているという状況でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 予算計上では568万9,000円の減額計上なのですが、当初予算ですからいいのですけれども、そうすると、何というのですか、ワクチン接種の分は令和4年度は含まれていますよね、最終的には。だけれども、今回の計上には入っていないよと、こういうことで減額になっている部分が大きな要因だと、こういうふうに理解をしたのですけれども、ワクチンの接種対応を病院で実施されるということを今言われました。ワクチン接種の病院の対応について、どのような体制、それから収益にどう影響してくるのか、この辺について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございますけれども、今、国のほうから示されておりますのが、来年度以降もワクチン接種が予定されているという状況の中で、今、5歳以上の方全員を対象にしたワクチン接種が9月から行われるという予定で今示されております。その前に、5月からは高齢者ですとか基礎疾患を有する方の先行接種が行われるという状況を聞いておりますけれども、今現在、これが病院内で個別接種をするという計画の中では進んでおりますけれども、それが集団接種と一緒にやるですとか、その辺がまだ決まっておられませんので、当初予算の段階では病院の接種のみで考えておりますけれども、これは保健福祉課のほうと新年度に入ってから最終的に詰まった中で接種体制を確立していくということになりますので、ご理解いただければなと思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1項医業収益、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2項医業外収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、14ページ、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項医業外費用。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。

19ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、企業債です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第6条、一時借入金です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第8条、他会計からの補助金です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 次ページ、第9条、たな卸資産購入限度額です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第10条、重要な資産の取得及び処分です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4ページ、5ページは、予算実施計画です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7ページから12ページは、給与費明細書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 21ページから23ページは、予定貸借対照表と注記です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 24ページは、令和4年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 25ページから27ページは、令和4年度予定貸借対照表と注記です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、令和5年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は終了いたしました。
よって、令和5年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後1時13分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 14 日

令和 5 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長